

こども定期預金（スーパー定期<単利型>）

令和7年12月22日現在

1. 商品名 (愛称)	● こども定期預金（自由金利型定期預金（M型）（単利型）） 愛称：こども定期預金（スーパー定期<単利型>）
2. 販売対象	● 18歳未満の個人
3. 期間	● 1年 自動継続扱いのみ 満期後はスーパー定期<単利型>として自動継続扱いとなり、継続後の利率は継続時における店頭表示利率を適用させていただきます。
4. 預入方法 (1) 預入方法	● 一括預入 総合口座通帳のみ預入いただけます。 ・通帳レス口座およびインターネット支店での取扱いはできません。 ・ATM、プライベートWebによる預入は取扱いできません。
(2) 預入金額	● 1万円以上 10万円以下（お1人当たり、合計10万円まで） ※ 上記の範囲内で複数件数の預入が可能です。 ※ 上限金額まで預入いただいた場合でも、満期到来後に本商品への新たな預入が可能となります。ただし、既に預入されている定期預金から、本商品への預け替えはできません。
(3) 預入単位	● 1円単位
5. 払戻方法	● 満期日以降に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	● 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ● 満期日以後に一括して支払います。 ● 付利単位を1円とした、1年を365日とする日割計算とします。 ● 個人のお客様・・・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は非課税です。 ※復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間、国税は15.315%の税率となります。 ● 金利につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。
7. 手数料	――
8. 付加できる特約事項	● 総合口座の担保とすることはできません。（成年に達した時に自動的に総合口座の担保とすることが可能となります。） (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.500%を上乗せした利率)
9. 中途解約時の取扱い	● 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満……………解約日の普通預金利率 ② 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
10. その他参考となる事項	● 満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。

11. 当行が契約している指定紛争解決機関	● 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
12. 預金保険制度	● 本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。